

内部質保証に関する方針

1. 内部質保証の考え方

- 1) 学校法人慈恵大学(以下「法人」という)は、建学の精神及び大学・大学院の目的・使命を実現するため、教育、研究、医療および運営・財務の諸活動について、自ら点検・評価と改善を継続的に実施することにより、質的水準の向上に恒常的に取り組む。
- 2) 自己点検・評価と改善は、中長期事業計画および単年度事業計画の策定と点検・評価及び改善策の策定を通じて PDCA(Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Act(改善))サイクルを機能させることにより実施する。
- 3) 中長期事業計画に基づく総合的・体系的な自己点検・評価は3年度ごとに、単年度事業計画に基づく自己点検・評価は毎年度行う。
- 4) 内部質保証に関する各種方針を策定し、適宜見直しを図る。
- 5) 内部質保証推進の取り組みについては、ホームページなどを通じて社会に広く公表する。

2. 内部質保証の推進体制

- 1) 理事会と学長(大学運営会議)の直轄組織として学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会を置き、法人全体の内部質保証を統括する。また、内部質保証に関する基本方針を策定・検証する(学校法人慈恵大学 内部質保証システムの概念図参照)。
- 2) 学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会の直轄組織として自己点検・評価委員会を置き、中長期事業計画に基づく自己点検・評価と改善に向けた実務を担当する。自己点検・評価委員会は、教育・研究活動を担当する教育・研究会議、附属病院での診療活動を担当する4病院長会議、運営・財務を担当する運営・財務会議により構成する。
- 3) 学校法人慈恵大学 SD 実行委員会を置き、建学の精神と大学・大学院の目的を達成するため、学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会と連携して全教職員を対象としたスタッフ・ディベロップメントの活動を持続的に実行する。
- 4) 学校法人慈恵大学内部質保証推進委員会の内部に学校法人慈恵大学 IR 委員会を置き、学校法人慈恵大学の教育、研究、医療および運営・財務に関する法人全体の IR データを収集して管理し、分析する。

3. 外部評価の受審

- 1) 法人全体の内部質保証推進体制および各事業における自己点検・評価の適切性を客観的に評価するため、定期的に外部評価を受審する。
なお、外部評価委員は適宜選任する。